

春監発第147号

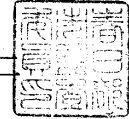
令和2年7月22日

請求人 土井 幹夫 様

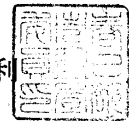
同 [REDACTED] 様

同 [REDACTED] 様

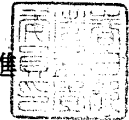
春日部市監査委員 渡邊 市



同 遠藤 眞佐利



同 金子 進



春日部市職員措置請求に係る監査結果について

請求人が令和2年5月26日付けで提出した春日部市職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を別紙のとおり通知します。

## 第1 請求の受理

### 1 請求の收受

請求人が、令和2年5月26日に春日部市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）を持参したので、同日これを收受した。

### 2 請求の補正

本件請求において、令和2年6月4日付けで措置対象職員の不明確な2箇所及び指定管理料の支払いに係る事実証明書の提出を求める補正依頼を行ったところ、請求人は令和2年6月16日に補正書を提出、上記2箇所の補正を行うとともに事実証明書12～14を追加提出した。

### 3 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和2年6月19日にこれを受理した。

## 第2 監査委員の交代

本件監査の途中において、令和2年6月1日付けで中川朗監査委員が退任し、後任として同年6月2日付けで金子進監査委員が就任し、監査を実施した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求内容

#### (1) 請求の要旨（全文は別添のとおり）

令和元年度の春日部市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の指定管理に係る常勤支援員の配置が春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書及び指定管理者の業務に関する仕様書（以下「協定書・仕様書」という。）どおりに実施されておらず、当該指定管理料の支払いが違法・不当であるとして、財務会計処理の適正化を図るべく指定管理者である株式会社トライグループ（以下「トライ」という。）への厳格な指導などを春日部市長及びこども未来部長に求めるもの。

#### (2) 事実証明書

- ・資料1 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項（抜粋）
- ・資料2 春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（抜粋）

- ・資料 3 放課後児童クラブ支援員勤務時間別実態調査結果
- ・資料 4 春日部市放課後児童クラブ（ABCブロック）指定管理者募集の内容等に関する質問及び回答（抜粋）
- ・資料 5 平成 30 年 12 月議会 議案第 104 号～106 号 参考資料 指定管理者の指定について（抜粋）
- ・資料 6 指定管理者の業務に関する仕様書（抜粋）
- ・資料 7 春日部市議会会議録（抜粋）（平成 30 年 12 月春日部市議会定例会）
- ・資料 8 春日部市議会会議録（抜粋）（平成 30 年 11 月 30 日厚生福祉委員会）
- ・資料 9 春日部市議会会議録（抜粋）（平成 30 年 12 月春日部市議会定例会）
- ・資料 10 父母会有志による抗議文
- ・資料 11 春日部市議会会議録（抜粋）（令和元年 9 月春日部市議会定例会）
- ・資料 12 春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（抜粋 その 2）及び継続監視特記事項（指定管理料にかかわる部分と支払いの取り決め部分）
- ・資料 13 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項の「春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書」の期別支払いに関する規定部分
- ・資料 14 春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定の一部を変更する協定書について（平成 29 年度協定の一部変更）

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

令和 2 年 7 月 3 日に請求人の陳述を聴取した。請求人から以下の証拠の提出があった。

- ・資料 15 春日部市放課後児童クラブ（ABCブロック）の管理に関する年度協定書
- ・資料 16 2019 年度事業収支決算
- ・資料 17 2018 年 11 月 社協時代の勤務時間実態
- ・資料 18 放課後児童クラブ支援員勤務時間別実態調査結果（2019 年 8 月 トライ勤務表より）

請求人の主な陳述事項は以下のとおりである。

- ・トライは、協定書・仕様書に従って常勤支援員を最低でも 93 人配置すべきと

ころ、令和元年度の1年間を通じて60数人の配置にとどまっている。その証拠として、令和元年11月のシフト表を情報公開請求により入手し、1か月当たりの勤務時間数を調査・分析した。常勤支援員は64人ないし67人と推測している。

- ・月平均150時間勤務しているグループと片や半分の65時間勤務しているグループがあり、両方を常勤というのは、あまりに逸脱している。
- ・児童クラブの父母会活動の中で、「常勤支援員の欠員が去年よりひどい」という声を聞いている。令和元年8月2日に父母会有志による抗議文を市に提出している。
- ・私たちは、今の児童クラブの他の地域、世の中の現状がどうであるかを知っている。需要が急激に増える中、どこの地域でも支援員が足りずに困っている。さらに、支援員は教員免許や保育士資格を持っているのに、待遇は保育士と比べても見劣りする。支援員になってくれる人が集まらない、人手が足りない中、何とかやりくりしている支援員の方達がやっつけられないというのでは絶対にいけないので、そこをしっかりと補充していただくことを求めている。
- ・市が要求した仕様を満たしていないにもかかわらず、トライは必要な措置をとっていない。予算の無駄遣いである。
- ・市は、前指定管理者である社会福祉法人春日部市社会福祉協議会（以下「春日部市社協」という。）に対して、支援員が不足するとして指導及び指定管理料の減額を行っている。
- ・支援員の配置は、学童保育の安全と質の向上のため、最も大切であり、まず、数が確保されること、さらに質を、一定のレベルの方を配置することが最重要課題と考えている。
- ・支援員が、毎日勤務すること及び開室時間（放課後から閉室時まで）以外の時間を含めて勤務することが健やかな児童育成のために重要である。

### 3 監査対象部課

こども未来部保育課

#### 4 関係職員の聴取等

市長に対し弁明書の提出を求めたところ、令和2年7月2日に弁明書（全文は別添のとおり）の提出があった。市の主な主張は次のとおりである。

- ・市はトライにおける支援員等の雇用に際して、春日部市社協で勤務する支援員等の継続雇用を求めた。その結果、約8割が継続して雇用されている。
- ・トライは、新たな支援員の雇用による人員の確保に努めたが、春日部市社協からの継続雇用の支援員とトライが新たに採用した支援員との間に確執が生じ、定着が進まない状況が令和元年5月に報告された。
- ・その後も協定書・仕様書に基づく常勤支援員の配置が認められない状況が確認された。第1四半期から第4四半期までの継続監視において、全体での支援員数は充足していたが、一部の児童クラブにおいて協定書・仕様書を満たす複数配置ができていなかったため、市は適正な配置を継続して求めてきた。
- ・令和元年11月12日に市はトライと改めて協議し、常勤の解釈について見解の相違を確認した。その後、常勤支援員の勤務体制について協議を行い、令和2年4月1日に共通認識をもつに至った。
- ・前指定管理者である春日部市社協に対しては、児童クラブ全体における支援員数の不足が継続していた事実があったことから、協議に基づき指定管理料の減額を行った。
- ・一方トライに対しては、一部の児童クラブにおいて協定書・仕様書を満たす複数配置ができていなかったが、児童クラブ全体における支援員数は年間を通じて93人を下回ることはなかったため、指定管理料を減額する必要はないものと判断した。
- ・トライによる指定管理は、保護者向けアンケート調査によると全体的な評価として、やや満足から大変満足までの割合が上半期下半期の平均値で74.1%であり、また、普通を含めると92.6%となることから一定の評価を受けている。保育の質は低下していない。
- ・トライにおいて、法の解釈・趣旨に沿った児童クラブの運営が行われており、市の財務会計上の処理も適正であると考え。当該請求は、住民監査請求の事由に該当しないことから、請求の棄却を求める。

弁明書等に基づき、令和2年7月9日及び17日に平成30年度から令和2年度までに子ども未来部長、次長兼保育課長、保育課放課後児童クラブ担当主幹及び

主査の職にあった者を対象に関係職員聴取を行った。関係職員の主な説明は次のとおりである。

#### 常勤支援員の定義について

- ・春日部市社協との仕様内容を引き継いだもので、明確な定義がなかった。新たな指定管理者を募集する際に仕様書を見直すべきだった。

#### 定期継続監視評価について

- ・配置表において有資格者であるかを確認していた。令和元年5月以降複数配置ができていない状況が確認されたので、指摘事項として改善を求めた。
- ・全体としての支援員数は充足していたこと及び改善の努力が見られたことから書面による指導は行わなかった。

#### 指定管理料について

- ・指定管理料のうち常勤支援員の人件費の積算は、市の嘱託保育士の年収に配置基準の93人を乗じて算出している。その他臨時職員の人件費等は、従前の春日部市社協の実績値を基に積算している。
- ・特別支援児童等の加配分の人件費は、常勤支援員分以外の人件費として当初の指定管理料に含まれている。

#### 保育サービスについて

- ・トライは、研修等で支援員を増やそうとする姿勢が見られた。大幅に有資格者が増えた。
- ・長期休暇の際の特別プログラムや入退室管理システムは、保護者と児童に好評である。
- ・事業の客観的評価のためアンケートを実施しているが、その結果から保育サービスの低下は見られない。

## 5 監査対象事項

本件請求の趣旨を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

令和元年度の児童クラブの指定管理に係る常勤支援員の配置が協定書・仕様書どおりであるか、また、当該指定管理料の支払いが違法又は不当であるか。

なお、措置請求書には施設の管理運営についての違法性・不当性の言及があるが、施設の管理運営は、監査請求の対象となる財務会計上の行為とは認められないことから監査の対象としなかった。

## 第4 監査結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) トライによる指定管理

春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号。以下「条例」という。）に基づき設置されている児童クラブは、条例第12条の規定により指定管理者に管理を行わせることができるとされている。

前指定管理者である春日部市社協の指定期間が平成31年3月31日を以て満了することに伴い、新たな指定管理者の募集が平成30年6月に行われた。募集は、人材の確保など、より一層の運営の安定を図るためABCの3ブロックに分けて行われた。ABCブロックともそれぞれ2団体の応募申請があり、ABCブロックとも春日部市放課後児童クラブ指定管理者候補者選定委員会の審査によりトライが指定管理者候補者とされた。同年12月春日部市議会定例会における議決を経て、児童クラブは、平成31年4月以降5年間、トライによる指定管理が行われることとなった。

#### (2) 指定管理者の業務

条例第16条の規定により、指定管理者の業務として、家庭生活及び社会生活に必要な生活習慣の育成、児童の保育、施設の維持管理に関する業務等が掲げられている。

#### (3) 常勤支援員の定義について

協定書・仕様書における常勤支援員に関する記述は次のとおりである。

なお、指定管理者募集時の要項における仕様書の記述も同様である。

##### 放課後児童支援員

放課後児童支援員（以下、支援員）として、春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に定める職員を、各放課後児童クラブへ複数配置すること。

##### 放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について

① 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること（そのうち1人を責任者とする）。

なお、支援の単位が51人から70人の場合は、入室児童数概ね25人につき支援員1人というこれまでの考え方を勘案し、常勤支援員1人以上を加配すること。また、常勤支援員のほか、クラブの運営に支障をきたすこと

のないように、春日部市放課後児童クラブ条例第4条に定める、「その他必要な職員」を配置すること。

- ② 特別支援児童の入室クラブについては、原則、支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること。
- ③ 職員の出勤状況が分かるようにシフト表及び勤務管理表等を備えること。また、開室中は前記の支援員を含め、必ず複数の職員が勤務していること。

遵守することとなっている春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号。以下「基準条例」という。）の規定は、次のとおりである。

#### 基準条例

（職員）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

（略）

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

協定書・仕様書には、基準条例に規定のない「常勤支援員」について記述がある一方、基準条例に規定されている「補助員」の記述がない。

市における児童クラブの歴史的経緯を踏まえ、保育サービスの質を維持するため、基準条例よりも協定書・仕様書の配置基準がより厳しくなっているものと認められる。

なお、協定書・仕様書において常勤支援員の定義はない。



(4) 常勤支援員の配置状況について

① 配置基準

市が求める令和元年度の常勤支援員の配置数は、協定書・仕様書の配置基準に従うと、ABCブロック合計で93人となる。指定管理料のうち常勤支援員の人件費の積算及びトライの事業計画もこの93人に基づいている。

② 定期継続監視評価及び月別配置表における状況

春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書第16条の規定に基づく定期継続監視評価の結果は次のとおりであり、人員配置の部分を抜粋する。

第1四半期：評価 B

不適となった主な項目への指摘事項

人員配置について、月次報告書と各クラブのシフト表及びヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、常勤支援員の配置人数が不足しているように見受けられます。速やかに改善し、各クラブへ必要な常勤支援員を配置するようにしてください。

職員の勤務状況を確認する資料として、各クラブから提出されているシフト表については、様式の統一性がなく、記入内容などもクラブ毎に異なっていたことから、シフト状況の正確な把握が難しい状況です。各クラブのシフト状況を正確に把握し、適正な管理を行っていくため、様式を統一して管理するようにしてください。

第2四半期：評価 A

不適となった主な項目への指摘事項

人員配置について、月次報告書と各クラブのシフト表及びヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、一部のクラブで定員に対する支援員の配置人数が不足しているように見受けられます。適正な配置となるよう調整し、保護者等が不安にならないよう、今後も子どもの安全を第一とするクラブ運営をお願いします。

第3四半期：評価 A

不適となった主な項目への指摘事項

人員配置について、月次報告書と各クラブのシフト表及びヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、一部のクラブで定員に対する支援員の配置人数が不足しているように見受けられます。また、土曜日の職員体制についても、1人になっている時間帯があることから、適正な配置となるよう調整し、保護者等が不安にならないよう、今後も子どもの安全を第一とするクラブ運営をお願いします。

第4四半期：評価 A

不適となった主な項目への指摘事項

人員配置について、月次報告書やヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、以下の対象クラブについては、各クラブの定員に対する支援員配置人数が不足しているように見受けられます。適正な配置となるよう調整し、保護者等の不安の解消に努めてください。

・対象クラブ：八木崎1、立野2、正善1

定期継続監視評価の結果及び月別配置表から、平成31年4月から令和2年3月までの状況をまとめたものが次頁の表である。(令和元年度春日部市放課後児童クラブ常勤支援員配置状況。以下「配置状況」という。)

4月は、各児童クラブにおいて協定書・仕様書の配置基準を満たしていたが、5月に豊春1、立野1・2、武里、備後、正善1、牛島2及び江戸川の各児童クラブにおいて計8人の不足が認められ、トライにより新たに雇用された支援員の定着が進まなかった状況がうかがわれる。その後も一部の児童クラブで不足が続き、令和元年度は延べ57人の不足があったと認められる。

ただし、特別支援児童等に対応するため常勤支援員が過配置となっている児童クラブもあり、全体としては93人を下回った月はない。(配置状況計の欄参照)

また、基準条例第11条第2項ただし書きの規定によれば、放課後児童支援員の1人を除き補助員をもって代えることができるとされている。補助員については、年度を通じて各児童クラブにおいて必要な配置がされていたので、基準条例上の配置は満たしていたものと認められる。

令和元年度 春日部市放課後児童クラブ常勤支援員配置状況

No	区分	支援の単位	基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	A ブロック	粕壁1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2		粕壁2	3	3	3	3	3	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	3	3	3	3
3		内牧1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4		内牧2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
5		豊春1	3	3	<b>2</b>	<b>2</b>	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6		豊春2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
7		八木崎1	2	2	2	2	2	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
8		八木崎2	2	2	3	3	4	2	2	2	2	3	2	2	2
9		八木崎3	2	2	2	2	3	2	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	2	2	2
10		上沖1	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
11		上沖2	3	3	3	<b>2</b>	3	3	3	3	3	3	3	3	3
12		立野1	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	3	2	2	2	2	2	2	2	2
13		立野2	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	2	<b>1</b>	<b>1</b>	2	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
14		立野3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
15		宮川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
16	B ブロック	武里	3	3	<b>2</b>	<b>2</b>	3	3	<b>2</b>	<b>2</b>	3	3	3	3	4
17		豊野	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
18		備後	3	3	<b>2</b>	<b>2</b>	3	3	3	3	3	3	3	3	3
19		緑	3	3	3	3	3	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	3	3	3	3
20		正善1	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	2	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
21		正善2	2	2	2	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	2	2	2	2
22		藤塚	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4
23		武里南1	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
24		武里南2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3
25		武里西1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
26	武里西2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
27	C ブロック	幸松1	2	2	3	3	3	2	2	2	2	3	2	2	2
28		幸松2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
29		牛島1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
30		牛島2	2	2	<b>1</b>	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
31		小湊	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
32		南桜井1	2	2	2	2	4	3	3	3	4	4	3	3	3
33		南桜井2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	4	4	4
34		川辺1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35		川辺2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
36		川辺3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37		桜川1	2	4	3	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3
38		桜川2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4
39		中野	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	4	4	4
40		江戸川	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	2	2	<b>1</b>	<b>1</b>	2	3	3	3	3
計			93	99	93	94	109	95	93	93	94	106	106	106	107

※ 基準に対し不足しているところを太字で表記

(5) 令和元年度指定管理料の支払いについて

令和元年度の指定管理料の支出の状況は次のとおりである。

支出科目：放課後児童クラブ指定管理委託料

支出負担行為 平成 31 年 4 月 1 日

Aブロック 156,836,367 円

Bブロック 121,422,708 円

Cブロック 137,022,256 円

計 415,281,331 円

春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）により、指定管理料は四半期ごとの支払いとなっている。

第 1 四半期（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）

請求日 令和元年 6 月 19 日 支出命令 同日 支払日 7 月 5 日

Aブロック 39,209,367 円

Bブロック 30,356,208 円

Cブロック 34,255,756 円

計 103,821,331 円

第 2 四半期（令和元年 7 月 1 日～9 月 30 日）

請求日 令和元年 8 月 19 日 支出命令 8 月 26 日 支払日 9 月 11 日

Aブロック 39,209,000 円

Bブロック 30,355,500 円

Cブロック 34,255,500 円

計 103,820,000 円

第 3 四半期（令和元年 10 月 1 日～12 月 31 日）

請求日 令和元年 12 月 10 日 支出命令 同日 支払日 12 月 25 日

Aブロック 39,209,000 円

Bブロック 30,355,500 円

Cブロック 34,255,500 円

計 103,820,000 円

第4四半期（令和2年1月1日～3月31日）

請求日 令和2年3月2日 支出命令 3月5日 支払日 3月18日

Aブロック	39,209,000円
Bブロック	30,355,500円
Cブロック	<u>34,255,500円</u>
計	103,820,000円

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加の支払いがあり、支出状況は次のとおりである。

支出科目：放課後児童クラブ指定管理委託料（追加費用分）

支出負担行為 令和2年3月31日

Aブロック	757,200円
Bブロック	664,974円
Cブロック	<u>625,600円</u>
計	2,047,774円

請求日 令和2年5月18日 支出命令 同日 支払日 5月26日

Aブロック	757,200円
Bブロック	664,974円
Cブロック	<u>625,600円</u>
計	2,047,774円

以上により、令和元年度の指定管理料の支出はABCブロック合計で417,329,105円となっている。

(6) 指定管理料の精算について

年度協定書の精算にかかる規定は、「指定管理料のうち、人件費その他市が返還を必要と判断したものについては、協議の上、年度末精算とし、残額が生じた場合は市に返還するものとする」となっている。令和元年度については、この規定による精算は行われていない。年度協定書に基づき指定管理料の満額が支払われている。

(7) 事業収支決算について

条例第 18 条の規定により市長に提出することとなっている事業報告書において、ABCブロック合計の平成元年度事業収支決算のうち人件費等の項目は、予算額 391,657,000 円に対して決算額 395,668,525 円で、決算額が予算額を 4,011,525 円上回っている。

2 判断

以上の請求人の陳述、弁明書及び関係職員聴取並びに事実関係を総合的に勘案して、次のように判断した。

(1) 協定書・仕様書どおりに常勤支援員が配置されていたか。

常勤支援員について、明確な定義がないことは前述のとおりであるが、基準条例の規定が遵守すべき春日部市の基準であり、その規定内容を超えて何らかの解釈を加えることは基本的に許されないものと判断する。

基準条例第 11 条第 3 項の規定により、放課後児童支援員は有資格者であることが求められている。また、同条第 5 項の規定により、「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とされている。

そうすると基準条例の規定内容を踏まえ、「常勤支援員」を文理解釈すると、有資格者であり、非常勤でなく、また、掛け持ちで当たるものではない者を表しているということができるが、それ以上の意味を加えて、例えば勤務日数や勤務時間によって判断することはできない。

常勤支援員の考え方については、前指定管理者である春日部市社協との間の仕様内容がそのまま受け継がれたものと考えられ、協定締結時において、常勤支援員の定義についてトライと市の間で共通認識がなかったことは明らかである。その後、定義を巡ってトライと協議を続けており、令和 2 年 4 月 1 日付け協議により定義を固めていることが裏付けとなっている。

したがって、請求人は令和元年 11 月の実態調査において勤務時間数から常勤支援員を 64 人ないし 67 人と推測しているが、常勤支援員の明確な定義がない以上、勤務時間数や勤務日数により常勤・非常勤を判断することはできない。春日部市社協との間においては、常勤といえはそのような共通認識があったとしても、新たな指定管理者であるトライとの間において、明確な合意（共通認識）がなかつ

たのであるから、債務不履行等の責任追及はできないものと判断する。

また、常勤支援員は、少なくとも有資格者であることが求められており、この点につき協定書・仕様書の基準を満たしておらず、延べ57人の不足が認められる。一方、補助員を含めた配置で考えた場合は、基準条例の配置基準を満たしているものと認められる。

(2) 本件指定管理料の支払いは違法又は不当であるか。また、本件指定管理料の支払いによって市に損害が生じているか。

請求人は、違法性の根拠を地方自治法の公の施設に関する規定に求めているが、これらは財務会計上の行為を直接規定するものではなく、内容も任意規定となっており、重大明白な違法事由や著しい裁量権の濫用を示す具体的事実の摘示もない。いずれにしても指定管理料の支出は法令に則り適正に行われているので、違法性は認められない。

また、協定書・仕様書どおりでない一部常勤支援員の配置不足が認められる一方、指定管理料は精算することなく年度協定書のとおり満額が支出されている。しかしながら、次のことから当該支出は不当とまではいえず、また、市に財産的損害が生じているとは認められない。

- ① 常勤支援員の配置について、補助員も含めれば、少なくとも基準条例上の配置基準を満たしていること。
- ② 常勤支援員分の人件費の積算において、市は最低限の93人分の支出しかしておらず、特別支援児童等に対する支援員加配分の追加支出がなく、人件費はトライのやりくりで行われたこと。その結果、年度を通じて常勤支援員の配置合計が93人を下回ることはなく、令和元年度事業報告書の収支決算においても人件費は予算に比べて決算額が上回っていること。
- ③ その他常勤支援員不足に起因する具体的な財産損害の事実がないこと。
- ④ 全体として保育サービスの低下は認められず、履行が確保できていること。

### 3 結論

以上のことから、本件請求は、請求に理由がないものと判断する。

#### 4 意見及び要望

監査の結果については以上のとおりであるが、市長に対し意見及び要望を述べる。

- (1) 仕様書を作成する際に、前例踏襲するのではなく、その記載内容に後に疑義が生じないように細心の注意を払うこと。
- (2) 指定管理料の支払いについて、履行期限前に支払いが行われている一方、概算払いの手続きを採っていないこと。また、年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出することとなっているが、年度協定書によって年度末精算となっていること。これらの整合を図り、確実な履行確認後支出する方法を検討すること。
- (3) 春日部市社協が指定管理者であったころから支援員不足の状況が続いており、全国的にも社会経済情勢の変化やコロナウイルス感染症拡大の影響により、支援員の確保が一層厳しい状況にある。このような中で、働き方改革を進めるためにも、資格は持っているが、様々な事情で限られた時間しか働くことができない人材の有効活用を検討してほしい。ルールや基準を見直すことも含めて、柔軟で現実的な対応を行うことにより、支援員不足を解消し、安定的な児童クラブの運営に努められたい。

#### 第5 別添資料

- 1 令和2年5月26日付 春日部市職員措置請求書（事実証明書は省略）
- 2 令和2年6月16日付 補正書（事実証明書は省略）
- 3 令和2年7月2日付 弁明書（添付書類は省略）